

平成 21 年 11 月 30 日

浜松市長 鈴木 康友 様

第 186 号議案

「浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」
議決にあたっての要望書

市民クラブ 会長 丸井 通晴

標記の議案については、本日の本会議で正式に議決されたため、平成 22 年 4 月 1 日から実施されることになるが、運用にあたって、下記のとおり会派の考え方を伝えるとともに、導入までの間に諸準備を進めることを強く要望する。

記

導入にあたっての考え方

- ・ 労働時間短縮は賃金改定と並び、非常に重要な労働条件であり、民間労使では、賃金引き上げや労働時間短縮は、従業員の血のにじむようなコストダウンや改善努力のもとに生み出される「生産性向上の成果配分」として、実施するものである。
- ・ また、労働時間短縮は、所定労働時間短縮、時間外労働時間縮減、年休取得とセットで進めるものであるが、時間外縮減や年休取得が進まない中での所定労働時間の短縮は、労務費への影響が非常に大きく、極めて慎重に議論すべきものである。
- ・ 昨今の経済環境を考えた時に、所定労働時間短縮を行える企業はまれであり、人事院勧告が出された昨年 8 月とは大きく社会情勢が異なることをまず認識すべきである。
- ・ その上で、厳しい財政状況の中、平成 22 年度から勤務時間の短縮を行うにあたっては、導入の「重さ」を全職員が共有し、業務効率化や生産性向上に取り組むべきである。

要望内容

- ・ 時間外労働について全庁の縮減目標を設定し、導入までに周知徹底すること
- ・ 全庁目標を踏まえ、各課から時間外縮減についての目標と行動計画を出させること
- ・ チャレンジミーティングの導入など、全職場で目標管理の仕組みをつくること
- ・ 能力や成果に応じた人事処遇制度の適用範囲を拡大すること
- ・ これまで以上に市民サービスを向上させること

その他意見

現実的に、平成 20 年度と同レベルで時間外労働が行われ、それに加えて 15 分間分が時間外となれば、現在、約 16 億円となっている時間外手当が、さらに 1 億 1800 万円程度、上昇することが見込まれる。

これまで時間外労働時間の縮減は目標どおり進んでいないが、職場が勤務時間短縮できる状況であるとするならば、厳しい財政事情の中、時間外手当の削減は不可避であるので、平成 22 年度予算は、それらを考慮した予算提案とすべきである。

なお、本議案は、187 号議案、188 号議案、189 号議案とセットで上程されたが、今年度の人事委員会勧告は 186 号議案の内容には触れておらず、議案提出は非常に唐突であった。

また、施行期日を考えれば、必ずしも早期議決の必要性はなく、むしろ、社会情勢の認識を深め、導入にあたっての課題や対応などについて、もっと議会の中で議論を深める時間が必要であったのではないかと考える。

今後の早期議決に当たっては、議会で十分な調査ができるよう、日程を設定されたい。

以上